

コーポレート・ガバナンス

セブン&アイHLDGS. は、長期的な企業価値の最大化を目的に、グループ全体の事業効率を高めるとともに、透明性・信頼性の高い経営に努めています。そのため、管理・監督と業務執行の明確な分担のもと、内部統制の強化を図っています。

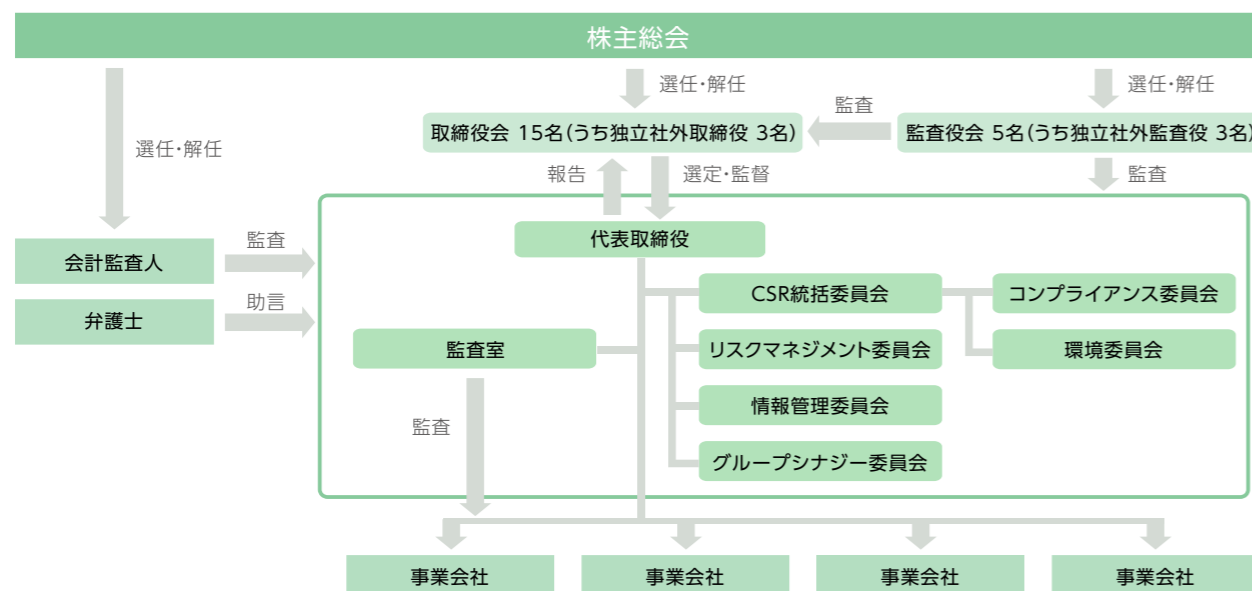
執行役員制度と監査役制度を軸とした企業統治

セブン&アイHLDGS. の取締役会は、15名の取締役(うち3名は独立社外取締役)で構成されています。取締役の任期は、株主の意向を的確に反映させるために1年としています。また、迅速な意思決定と業務執行を実現するために、執行役員制度を導入しています。取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」に、執行役員は「業務執行」に専念できるように環境を整えています。なお、19名(取締役兼務者を含む)の執行役員が業務執行にあっています。特に独立社外取締役による業務執行取締役の職務の執行の監督が十分に機能するよう配慮しています。

監査役会は、5名の監査役(うち3名は独立社外監査役)から構成されており、経営のモニタリングを実施しています。監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、取締役からの意見聴取などにより、取締役の職務の執行を厳しく監査しています。また、会計監査人とも情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っています。

※人数は2010年7月末のものです。

■ コーポレート・ガバナンス体制



社外取締役・社外監査役と各種委員会の設置による企業統治の強化

セブン&アイHLDGS. では、経営の監視機能を強化し、透明性を高めていくために、社外取締役・社外監査役をおいています。社外取締役・社外監査役は、全て当社から独立しており、取締役会のほかに代表取締役・取締役などの定期的なミーティングを随時行い、会社の経営やコーポレート・ガバナンスなどについての意見交換を行っています。また、社外監査役は、主要事業会社の事業所を訪問し、各社の取締役、監査役などの意見交換も行ってきます。こうした社外役員と社内役員の円滑な情報交換と連携を行う体制を整備するために、社外役員に対してはその職務を補助する従業員をおいています。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を設置し、それぞれの委員会単位で事業会社と協力しながら、グループ方針の決定・浸透を図っています。

内部統制システムの強化

セブン&アイHLDGS. では、内部統制の目的である①業務の有効性と効率性②財務報告の信頼性③事業活動における法令の遵守④資産の適正な保全を達成するために、社内における内部統制システムの充実・強化に取り組んでいます。

2006年5月の会社法の施行にともない、同月に取締役会で「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、各種規程類の整備やリスク管理状況の確認を実施しています。さらに、2009年2月に金融商品取引法に基づく内部統制報告書制度の導入に対応し、「財務報告に係わる内部統制の構築規程」を制定するとともに、監査室の増員・再編を実施しました。

従来、監査室は独立した内部監査部門として、主要会社の

内部監査を確認・指導する統括機能と、持株会社であるセブン&アイHLDGS. 自体を監査する内部監査機能を有していました。今回の再編では、これら従来の業務にあたる「業務監査担当」に加え、新たにグループ全体の内部統制評価を実施する「内部統制評価担当」を設置しました。

健全な経営と財務体制の確立のためには、従業員一人ひとりが業務を効率的かつ正確に遂行し、絶えず業務を見直すことが重要です。そのため、全従業員に向けた「内部統制ハンドブック」の作成などにより、正確性を維持し、業務の効率を上げる環境の整備に努めています。

2010年5月、監査法人の適正評価を得て、「内部統制は有効である」とする「内部統制報告書」を金融庁に提出しました。

株主・投資家の皆様とのコミュニケーション

セブン&アイHLDGS. は「株主に信頼される、誠実な企業」であるために、グループ全体の健全性・透明性・効率性の向上と、安定的な利益確保や事業の拡大、適時・適切な情報開示に努めています。

セブン&アイHLDGS. では、株主・投資家の皆様への充実した情報開示を目指しています。当社のWebサイトにおいては、決算短信などの適時開示情報や株式情報に加え、グループ全体の取り組みや事業会社の営業政策を紹介するIR資料を掲載しています。また、こうした情報を海外の株主・投資家の皆様にもお伝えするため、英語版についても同様の情報開示に努めています。

株主の方からの問い合わせに対しては、内容に応じて該当部署が対応しています。対応のさいは法令を遵守するとともに、提供する情報の公平性に配慮しています。

また、株主総会の議決権行使の円滑化のために、株主総会の招集通知を法定期日に先立って発送しています。加えて、機関投資家向けには、複数の信託銀行の会員Webサイトに招集通知を掲載しています。その他、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」による議決権行使にも対応し、利便性を図っています。

▶ データ集 P.75

IRツール一覧

- ・決算短信
- ・決算補足資料
- ・決算説明会資料
- ・有価証券報告書
- ・アニュアルレポート
- ・コーポレートアウトライン
- ・CSRレポート
- ・四季報



IR情報
http://www.7andi.com/ir/index.html

「四季報」

CSRマネジメント

セブン&アイHLDGS.と各事業会社がそれぞれの社会的責任を果たせるよう、各社の状況を管理・監督するマネジメント体制を強化しています。

セブン&アイHLDGS.とグループ各事業会社は、株主の皆様、お客様、お取引先、地域社会、従業員といったさまざまなステークホルダーに「誠実に対応すること」をCSRの基本に据えています。このため、セブン&アイHLDGS.が、株主の皆様や各事業会社に対する責任を果たすことに加えて、各事業会社がそれぞれのステークホルダーに対する責任を果たすよう管理・監督することもセブン&アイHLDGS.の

責任であると考えています。

そこで、当社では「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」の3つの委員会を設置し、委員会単位で各事業会社と緊密な連携を図っています。また、それぞれの委員会では各社の取り組み状況を定期的に検証・評価し、その結果を各社とグループ全体で共有することで、CSRに関わる取り組みの向上を図っています。

グループ一体となったCSRの推進を担う「CSR統括委員会」を設置

セブン&アイHLDGS.は、CSRの推進と管理・監督を担う機関として、「CSR統括委員会」を設置しています。

リスク管理機能については「リスクマネジメント委員会」を、情報管理機能についてはグループ全体の情報管理を統

括する「情報管理委員会」を設置しています。

なお、CSR統括委員会の下部組織として「コンプライアンス委員会」と「環境委員会」を設けています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、「FT(フェアトレード)部会」「QC(品質管理)部会」「企業倫理部会」で構成されています。

FT部会では、グループ各事業会社に公正な取引を徹底させるため、各事業会社からの表示や公正取引などに関する相談を受け付けています。また、独占禁止法など関連法規の研修や売場の実態調査を行い、各社の取り組みを支援しています。

QC部会では、商品の安全に関する情報を共有する体制や

事故発生時の報告・対応ルールの確立に取り組むほか、品質基準の共有化や研修・啓発活動の事業会社間での共同実施を進めています。

企業倫理部会では、2009年9月に新たに従業員向けのグループ共通相談窓口を第三者機関に開設し、これまで相談・通報窓口を設置していなかった事業会社の従業員からの通報も受け付ける体制を整備しました。また、グループ共通の企業行動指針の改訂についても検討を進めています。

環境委員会

環境委員会は「地球温暖化対策部会」「物流部会」「循環型リサイクル部会」で構成されています。大規模事業所へのCO₂排出量削減の義務化と排出量取引の運用が盛り込まれた東京都環境確保条例*の2010年度施行を前に、2009年度は条例の対象店舗を有する事業会社を中心に事業所ごとの現在のCO₂排出量と今後の削減見込み量を分析するとともに、さらなる削減のための省エネ投資や運用面でのCO₂排出量削減施策について協議しました。

また、グループ全体のCO₂排出量をより適正かつ効率的に算定するため、2009年度実施した第三者機関による各社別CO₂排出量データ第三者レビューの結果と、改正省エネ法・改正温対法、さらに各種自治体の温暖化対策条例を考慮に入れた『セブン&アイHLDGS.グループ共通CO₂排出量算定マニュアル』を新たに策定しました。今年度のCSRレポートでは、この算定マニュアルに基づき2009年度のCO₂排出量を算出しています。

*国民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ▶ データ集 P.77,80,83,86,89

リスクマネジメント委員会

2009年度は、半期ごとに実施したリスクアセスメントに基づき、重大性および喫緊性の観点から、特に取り組みを必要とするものとして選定したリスクについて、具体的対策を立案・実行するとともに、各種リスク単位でグループ横断的な取り組みを行い、リスク評価やモニタリングの標準化・統合化、および対策の体系化を図ることにより、リスク管理の強化・高度化を推進しました。

また、グループへの統合的リスク管理導入については、

2009年度に主要な子会社・関連会社への導入を完了するとともに、引き続きその他の戦略的子会社・関連会社への展開を推進しており、グループが潜在的に有するリスクのよりの確な把握と適切な対応に努めています。

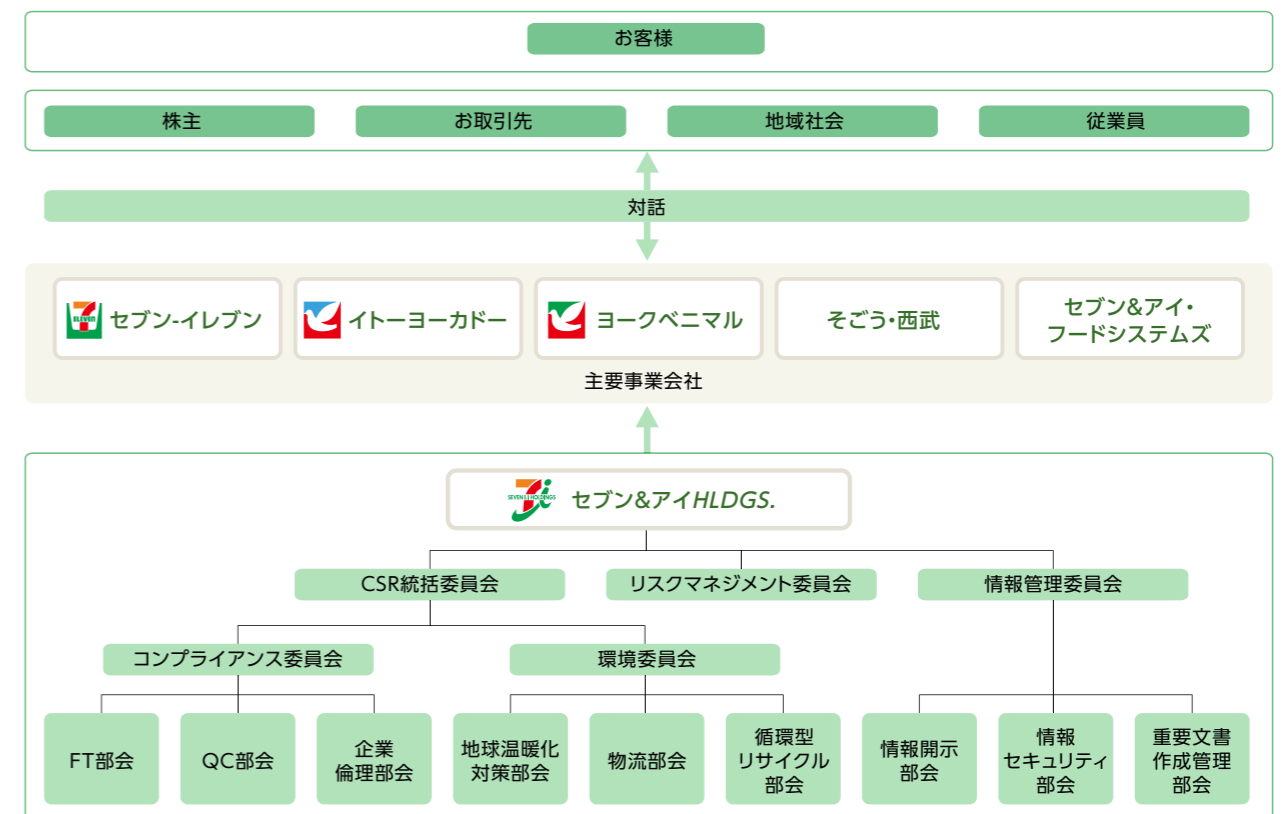
今後は、リスクとリターンの最適化に向けて、リスク評価手法の精緻化を進めるとともに、グループ一体となった取り組みの強化を図っていきます。

情報管理委員会

情報管理委員会は、会社法が定める内部統制の一環として①重要な契約書・議事録・法定帳票など、適正な業務執行を確保するために必要な文書、その他の情報が適切に作成、保存または管理されるようにすること②重要な営業機密や個人情報などの管理の安全性を確保すること③会社が開示する情報に虚偽または重大な欠落がないよう確保することを目的とした活動を行います。

2009年度は、インサイダー取引防止規則遵守の徹底を図るとともに、重要な情報を適時にセブン&アイHLDGS.に伝達するためのグループ共通ルールの周知、およびこのルールの海外子会社のための英語版・中国語版の作成を行いました。また、社外に提出する契約書などの重要な文書に関し、適正な決裁を受けた上で捺印を受け、提出することを担保するための基本的なルールを策定しました。

CSRマネジメント体制



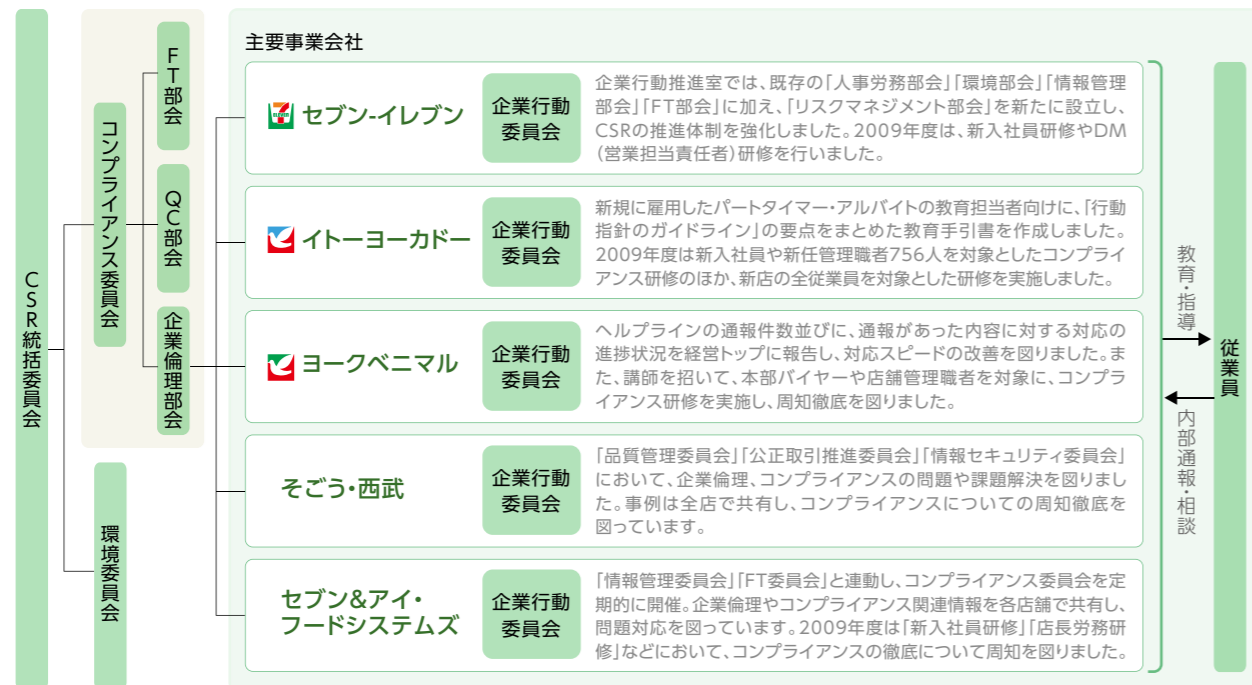
コンプライアンス

グループ全体に「企業行動指針」を浸透させコンプライアンスを徹底していくために、委員会の設置や従業員向け相談窓口の運用を行っています。

セブン&アイHLDGS.のグループ各事業会社では、企業行動委員会を設置し、従業員への「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」と法令遵守の意識浸透を図っています。これに加えて、各社の企業行動委員会の担当者は「CSR統括委員会」の下部組織である「コンプライアンス委員会」に参加し、グループとしての認識の統一を図っています。委員会では、効果的な取り組みを共有し、企業行動指針の浸透や各活動の深化を目的に協議しています。

また、企業行動指針に反する行為の抑制や防止・早期解決を目的として、主要事業会社では従業員向けの相談窓口をそれぞれ運営しています。これに加え、2009年9月には「グループ共通ヘルプライン」を第三者機関に設置しました。この制度により、相談窓口を設置していなかった事業会社も含め、国内連結子会社の全従業員が利用できる体制が整いました。今後は収集した従業員の声をもとに、グループ共通の課題の把握と解決に取り組んでいきます。▶データ集 P.75

■ コンプライアンス委員会組織



▶データ集 P.78,81,84,87,90,92

(株)セブン-イレブン・ジャパンの公正取引委員会からの排除措置命令後の対応について

2009年6月22日付けで公正取引委員会より加盟者への見切り販売の制限に対し排除措置命令を受けたことに従い、取締役会の決議に基づき、全加盟者、全社員に対して改善のための措置を行いました。

その内容として、①加盟者との取り引きに関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定②加盟者が行う見切り販売の方法などについて、加盟者および社員向けのガ

イドラインの作成③加盟者との取り引きに関する独占禁止法の遵守に関して役員および社員に対し、2009年9月29日に弁護士を研修講師として、独占禁止法の研修会を実施。研修会に参加できない社員へはDVD上映により、研修内容の周知徹底④法務担当者のアンケートやヒアリングによる役員および社員に対する監査などを行い、再発防止に努めています。

サプライチェーンマネジメント

「セブン&アイHLDGS.お取引先行動指針」を策定し、お取引先とともに社会的責任を果たしていきます。

セブン&アイHLDGS.の各事業会社が取り扱う商品は、原料の仕入先をはじめ、製造委託先や物流委託先など多種多様なお取引先によって、お客様のもとへ届けられています。お客様の「安全・安心」への期待に応え、さらに広く社会的責任を果たすためには、こうしたお取引先との連携が欠かせません。そのためセブン&アイHLDGS.では、2007年3月に商品の安全や法令遵守をはじめ、人権や環境への配慮、地域社会との関係など、お取引先にご理解・遵守をお願いしたい項目をまとめた「セブン&アイHLDGS.お取引先行動指針」を策定し、同年12月から運用を始めています。

また、セブン&アイHLDGS.と事業会社のオリジナル商品の製造委託先に対しては、この指針遵守に必要な事項を52項目にまとめた「セルフチェックシート」の提出をお願い

しています。このチェックシートを活用することで、お取引先に実効性のあるCSR活動の推進を促すとともに、各お取引先のCSRへの取り組み状況を把握することができます。

セブン&アイHLDGS.お取引先行動指針

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 法令遵守 | 5. 地域・社会との関係 |
| 2. 人権・個人の尊厳の尊重 | 6. 情報の管理 |
| 3. 雇用・職場環境 | 7. 商品の安全確保 |
| 4. 環境管理 | 8. 公正な取引 |

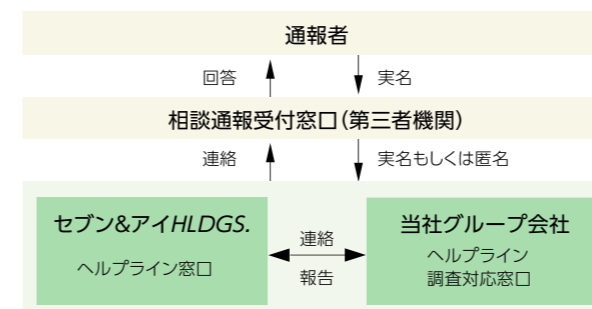
セブン&アイHLDGS.お取引先行動指針の全文はWebサイトでご覧いただけます。
http://www.7andi.com/csr/guide.html

公正取引の徹底

FT部会の設置やお取引先専用ヘルプラインの運用で、公正取引の徹底を図っています。

セブン&アイHLDGS.では、コンプライアンス委員会のFT部会が主体となり、公正取引の徹底を図っています。定期的に各社担当が集まる部会を開催し、関連諸法規に関する情報交換や各事業会社の取り組み事例を共有しています。

さらに、お取引先からのご相談やご意見などの受付窓口として「セブン&アイHLDGS.お取引先専用ヘルプライン」を第三者機関に設置しています。ヘルプラインでは、問題の芽を早期に発見し、また問題の発生を未然に防ぐために、法令違反や不公正な取り引き、お客様の安全・安心に関わる問題など、社会の信用を失う恐れのある行為について相談・通報を受け付けています。相談・通報対象者は、グループ会社と取り引きのある全てのお取引先の役員、社員、パートタイマー、元従業員の方々です。



セブン&アイHLDGS.お取引先専用ヘルプラインはWebサイトで詳しく紹介しています。
http://www.7andi.com/csr/helpline.html

リーフレットやWebサイト上でこの制度や連絡方法などを紹介するとともに、相談・通報者がこの制度の利用により不利益な扱いを受けることがない点も明示しています。セブン&アイHLDGS.は、お取引先から疑問やご意見などを受け付けて、問題の迅速な改善を図り、公正取引の確保に努めています。▶データ集 P.75